

事業継承の
資金を借りたい

政策推進資金（事業承継枠）

【責任共有制度対象】

趣旨・目的

中小企業者等が、円滑な事業承継を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図るに際して必要な資金

対象となる方

安定的な経営権の確保により、県内において事業の継続を図る者で、次のいずれかに該当する者

- ① 事業用資産の取得等を行う後継者（個人事業者）で、事業承継後一定期間内で相続等により分散した事業用資産の取得を行おうとする者
- ② 事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継する事業者
- ③ 株主等から自己株式および事業資産の取得等を行う法人
- ④ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項各号に基づく認定を受けた者
- ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項第1号イに基づく認定を受けた中小企業者の代表者
- ⑥ 3年以内に事業承継を予定し、経営者保証コーディネーターから事業承継計画の確認を受けた新規融資が必要な法人

支援内容

融資条件

融資限度額（※1）	1億円
融資利率（※2）	年1.00%
融資期間（据置）（※3）	10年以内（2年以内）
信用保証料率（※4）	融資対象者①～⑤ 年0.45%～1.20% （ただし、融資対象者④のうち、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第3号に基づく認定を受けたものにあつては、年1.00%、同項第1号二に基づく認定を受け、かつ経営者保証コーディネーターから事業承継計画の確認を受けた場合にあっては、年0.20%～0.45%） 融資対象者⑥ 年0.20%～0.45%
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる。
借入申込先	融資対象者①～⑤の場合 中小企業者：各商工会議所、商工会、産業支援プラザ 協同組合等：中小企業団体中央会 ただし、融資対象者④のうち、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号二に該当する場合は、既に与信取引のある取扱金融機関 融資対象者⑥の場合 既に与信取引のある取扱金融機関

（※1） 設備資金の場合は、融資対象について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。

（※2） 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがある。最優遇金利であり、その適用は平成30年度から5年間の限定措置。

（※3） 融資期間は1年以上とすること。

（※4） 有担保の場合は0.1%の割引あり。

問い合わせ先

滋賀県中小企業団体中央会 TEL：077-511-1430（138ページ No.34）
商工会議所・商工会（138、139ページ No.50、52）
（公財）滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 経営相談室

TEL：077-511-1413（139ページ No.53）